

# 全九州学生チャンピオンシリーズ規則

## 第1条：目的

全日本学生自動車連盟九州支部（以下当支部）は、各年における成績優秀者を表彰するために、この規則を設ける。

## 第2条：シリーズ認定

当支部の主催するジムカーナ2戦、ダートトライアル1戦、ラリー1戦の、年間計4戦を、全九州学生チャンピオンシリーズとして認定する。

## 第3条：参加資格

各大会に参加するすべての参加者（ドライバーまたはナビゲーター）は、大会参加時に、出場車両の運転に有効な自動車運転免許を有する、当支部加盟校所属の学部生もしくは大学院生でなければならない。なお、各大会にて失格の裁定を受けた参加者は、当該年内に開催される大会への参加が認められないことがある。

## 第4条：クラス区分

### 第1項：シリーズクラス区分

全九州学生チャンピオンシリーズは、以下のクラス区分での年間表彰を行う。

- ・ B1 クラス（在学4年以下の学部生、2輪駆動車で1586cc以下のもの）
- ・ B2 クラス（在学4年以下の学部生、2輪駆動車1586ccを超えるもの）
- ・ M2 クラス（大学院生および在学5年以上の学部生、2輪駆動車）
- ・ 4WD クラス（すべての学部生・大学院生、4輪駆動車）
- ・ SC クラス（団体の部にSC車両で参加した者）

### 第2項：大会クラス区分

#### 1. ジムカーナおよびダートトライアル

大会におけるクラス区分は、原則として第1項に示す区分に従う。

#### 2. ラリー

ラリーにおけるクラス区分も、原則として第1項に示す区分に従う。ただし、大会が当支部以外の団体の主催による大会の併催として開催される場合、主催者の定めるクラス区分に基づいて走行、および表彰が行われる。なお、この場合は、全参加者のうち、第3条に示す参加資格を満たす者のみで構成された組を、全九州学生ラリー大会の参加者として取り扱う。

一方、シリーズポイントの付与は、原則として、ドライバーとナビゲーターを別個に、第1項に示す区分毎にクラス分けし、算出した順位に基づいて行う（つまり、

1586cc 以下の 2 輪駆動車に、在学 4 年以下の学部生がドライバー、大学院生がナビゲーターといった組で参加した場合、ドライバーは B1 クラス、ナビゲーターは M2 クラスでの参加とする)。例外として、参加者が希望した場合、**それ以外のクラスへのポイントの加算も可能とするが、この場合は、本来のクラスでのものより一つ下の順位**のポイントを付与し (表 1.3 参照)、また参加者の在学年数では出場が不可能なクラスへの加算は不可能とする。なお、この希望は、**11 月末日**までに行うこと。

## 第 5 条：得点及びシリーズ順位の決定

### 第 1 項：各大会の順位と得点

各大会において、成立したクラスに参加し、完走した参加者 (ドライバーおよびナビゲーター) に対して順位を付与し、第 4 条第 1 項に示すクラス区分毎に、下表 1.1～1.3 に示す得点を与える。

- ・表 1.1 得点表 (ジムカーナ、**ラリー：出場した条件に基づくクラスに加算の場合**)

順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10 位
得点	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

- ・表 1.2 得点表 (ダートトライアル)

順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10 位
得点	25	18	15	12	10	8	6	4	3	2

- ・表 1.3 得点表 (**ラリー：出場した条件とは異なるクラスに加算の場合**)

順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位
得点	15	12	10	8	6	4	3	2	1

### 第 2 項：交流ポイント制度

第 1 項の得点に加え、特定条件下で、JMRC 九州の管轄する JAF 公認競技での成績を、全九州学生チャンピオンシリーズの得点と置き換えることができる。この制度については、別途「交流ポイント制度に関する付則」を参照すること。

### 第 3 項：シリーズ順位

#### 1. 有効戦数

第 1 項および第 2 項に基づいて獲得した点数のうち、高得点順に 3 戦分を合計したものを、年間の獲得点数とする。この点数により、全九州学生チャンピオンシリーズの順位を決定する。

## 2. 順位の判定

複数の参加者の年間獲得点数が同一となった場合、以下の順で順位を決定する。

- ①第2項に基づいて獲得した点数を除いた、学生大会のみでの点数から判定する。
- ②4戦目の得点を加算し、判定する。
- ③1つの大会での最高得点が高いものを上位とする。
- ④秋季ジムカーナ大会での順位が高いものを上位とする。
- ⑤当支部により決定する。

## 第6条：表彰

### 第1項：シリーズ表彰

第4条第1項に示す各クラスにおいて年間の獲得点数が上位となった参加者に対し、当支部は表彰を行う。

### 第2項：表彰対象

第1項における上位とは、原則として1位から3位までを言う。ただし、参加者数などにより、変更することがある。

## 第7条：本規則の運用

### 第1項：規則の違反

本規則、または当支部の定めるあらゆる規則に対し、参加者が違反を行ったと判断された場合、当支部は違反者の当該年の獲得点数を全て無効にする、等の罰則を適用することが出来る。

なお、規則違反の有無に関する判断は、当支部が行うものとする。

### 第2項：規則の解釈

本規則の解釈について疑義が生じた場合は、当支部常任委員長による決定を最終的なものとする。

## 第8条：本規則の施行

本規則は、平成28年1月より施行される。

平成27年12月改訂